

(別表2)
水質調査項目一覧

	調査項目	調 査 内 容		
		生活環境保全に関する環境基準項目	人の健康の保護に関する環境基準項目	水道法に基づく水質基準項目
一般項目	水温	○		
	気温	○		
	透視度	○		
	水素イオン濃度 (pH)	○		○
	BOD	○		
	COD	○		
	SS	○		
	溶存酸素量 (DO)	○		
	ノルマルヘキサン抽出物	○		
	フェノール類			○
	銅及びその化合物			○
	亜鉛 (水道法水質基準では亜鉛及びその化合物)	○		○
	鉄及びその化合物			○
	マンガン及びその化合物			○
	ふっ素 (水道法水質基準ではフッ素及びその化合物)		○	○
	ほう素 (水道法水質基準ではホウ素及びその化合物)		○	○
	ナトリウム及びその化合物			○
	大腸菌群 (水道法水質基準では大腸菌)	○		○
	一般細菌			○
	T-N (全窒素)	○		
	亜硝酸態窒素			○
	硝酸性 (態) 窒素及び亜硝酸 (性) 態窒素		○	○
	T-P (全磷)	○		
	ノニルフェノール	○		
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○		
	塩化物イオン			○
	アルミニウム及びその化合物			○
	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)			○
	蒸発残留物			○
	陰イオン界面活性剤			○
	ジェオスミン			○
	2-メチルイソボルネオール			○
	非イオン界面活性剤			○
	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)			○
	味			○
	臭気			○
	色度			○
	濁度			○
有害金属	カドミウム及びその化合物		○	○
	シアン化合物		○	○
	鉛及びその化合物		○	○
	六価クロム化合物		○	○
	ヒ素及びその化合物		○	○
	水銀及びアルキル水銀、水銀化合物		○	○
	アルキル水銀化合物		○	
	PCB		○	
有機化合物	トリクロロエチレン		○	○
	テトラクロロエチレン		○	○
	ジクロロメタン		○	○
	四塩化炭素		○	○
	1, 2-ジクロロエタン		○	
	1, 1-ジクロロエチレン		○	
	シス1, 2-ジクロロエチレン		○	
	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			○
	1, 1, 1-トリクロロエタン		○	
	1, 1, 2-トリクロロエタン		○	
	1, 3-ジクロロプロペン		○	
	1, 4-ジオキサン		○	○
	塩素酸			○
	クロロ酢酸			○
	ジクロロ酢酸			○
	臭素酸			○
	トリクロロ酢酸			○
	ホルムアルデヒド			○
	クロロホルム			○
	ジブロモクロロメタン			○
	ブロモジクロロメタン			○
	ブロモホルム			○
	総トリハロメタン			○
	ベンゼン		○	○
	セレン		○	○
農薬	チウラム		○	○
	シマジン		○	○
	チオベンカルブ		○	○
	ダイアジノン		○	○
	フェニトロチオン (MEP)		○	○
	イプロジオン		○	○
	アシュラム		○	○
	シベルメトリン		○	○
	プロジアミン		○	○
項目数		15	33	60